

新規ビジネス事業化支援事業募集要項

- ① 事前確認：令和8年3月16日（月）～ 令和8年4月24日（金）
- ② 申 請：令和8年4月 1日（水）～ 令和8年4月30日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受 付 時 間：8：30～12：00、13：00～17：15

<<ご注意>>

本事業の申請には、上記①の期間中に当財団職員が試作品等を確認（ヒアリングを含む）する事前確認が必須となります。ご予約の上、試作品等をご持参ください（所要時間2時間程度）。

令和8年3月

公益財団法人広島市産業振興センター

新規ビジネス事業化支援事業 募集要項

I 事業の概要

1 目的

本事業は、公益財団法人広島市産業振興センターや国、地方公共団体の支援を受けた新技術・新製品（注）の開発・事業化への取組のうち、試作品の開発が完了している案件について、事業化（注）に必要な資金の助成及び事業化促進のための専門家派遣等を実施することにより、早期の事業化を図ることを目的としています。

（注）新技術とは、従来使われていない工法や材料を活用した製品等をいいます。また、新製品とは、申請者が企画・設計し販売する新たな製造品をいいますが、既存製品の改良品を除きます。

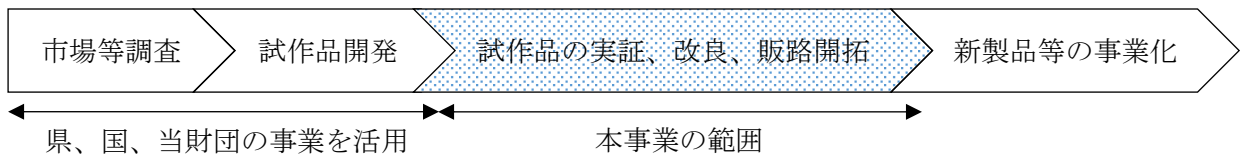
事業化とは、本事業の認定を受けた新技術や新製品が有償で販売できる状態となった場合、当該事業の認定を受けた者が「完成した」と判断した場合です。

2 支援対象者等

(1) 次の要件を全て満たす者

- ア 事業化を目指す新技術・新製品について、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、次のいずれかの事業を活用して試作品の開発や商品化に関する支援を受けていること。
- ・ 公益財団法人広島市産業振興センターの事業
 - ・ 国や地方公共団体の補助事業又は国や地方公共団体の補助金等を財源とした補助事業等
- イ 事業化を目指す新技術・新製品について、申請日において試作品の開発が完了し、事業化に向け当該試作品の機能や性能、品質に関する実証・評価、改良及び販路開拓を計画していること。

●（新製品開発等の意思決定）



- ウ 広島市内に主たる事業所を有する中小企業者又は当該企業が構成員となっている組合・新製品開発グループであること。

組合あるいは新製品開発グループは、構成員の3分の2以上が広島広域都市圏内の市町（注）に主たる事業所を有し、かつ、1者以上が広島市内に主たる事業所を有する中小企業者で構成されており、当該広島市内に事業所を有する中小企業者が本事業の申請者であること。

（注）広島広域都市圏内の市町

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市※、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町（※庄原市は令和8年4月に広島広域都市圏に参画予定）

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

| 中小企業者とは | 組合・新製品開発グループの要件 |
|---|--|
| 中小企業支援法に定める中小企業者に該当 | 構成員の3分の2以上が広島広域都市圏内の市町に主たる事業者を有する中小企業者であり、かつ1者以上が広島市内に主たる事業所を有する中小企業者である |
| みなし大企業に該当しない | 本事業の申請者である組合あるいは新製品開発グループへの出資のうち、3分の2以上が広島広域都市圏内の市町に主たる事業所を有する中小企業者であり、かつ、出資している者のうち1者以上が広島市内に主たる事業所を有する中小企業者である |
| ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 | 本事業の申請書に記載した総事業費の3分の2以上を広島広域都市圏内の市町に主たる事業者を有する中小企業者が負担し、かつ、事業費を負担している者のうち1者以上が広島市内に主たる事業所を有する中小企業者である |
| ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 | |
| ・大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業 | |
| 1年以上継続して事業を行っている | 大企業が活動の主体になっていない |

- エ 助成対象事業の内容に関して、他の補助金等の交付及びこれらに類する支援を受けていないこと。
- オ 申請日において、広島市、公益的法人等指導調整要綱に規定する指導調整団体等広島市関係団体による入札参加資格者の指名停止等の措置を受けていないこと。
- カ 市税を滞納していないこと。
- キ 企業の活動に係る関係法令等を遵守し、反社会的行為をしていないこと。
- ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っていないこと。
- ケ 暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないこと。

(2) その他

- ※ 同一申請者からの申請は1案件に限ります。
- ※ 当財団が令和7年度までに実施した「新規ビジネス事業化支援事業」又は「新成長ビジネス事業化支援事業」の認定を受けた者が申請する場合、申請する事業が認定を受けた事業と類似する事業（例：従来の製品の素材変更や素材変更による製造方法の違い等）では申請することはできません。
- ※ 次の要件のいずれかを満たす場合、同一の申請者とみなします。
 - ① 双方の重複する株主の出資の合計（一方の企業がもう一方の企業へ出資している金額を含む。）が、それぞれ資本金の2分の1以上を占めている。
 - ② 役員総数の2分の1以上が同一人物である。
 - ③ 代表者（代表権を有する者（代表権を有する者を設置していない場合は、代表する者））が同一である場合。又は、当事業に申請した法人の代表者が、個人事業主として申請する場合。

3 支援内容

(1) 助成金の交付

ア 助成対象経費

事業認定日（令和8年6月下旬頃。以下「認定日」という。）から令和9年2月28日までに支払いが完了する次の経費（展示会の出展費用等の前払金については、認定期間（認定日から令和9年2月28日まで。以下「認定期間」という。）内に当該業務が完了しているものに限る。詳細は別表「助成対象経費」のとおり。）で、**消費税及び地方消費税額を除いた額**とします。

- ① 事業化戦略のブラッシュアップ及び具体的な行動計画の策定に要する経費
- ② 試作品の機能、性能及び品質に関する実証・評価及び改良に要する経費
- ③ 販路開拓に要する経費

イ 助成率、助成限度額及び交付時期

助成率：2分の1以内

助成限度額：300万円以内

助成金交付時期：令和9年5月頃

(2) 専門家の派遣

認定者からの要望に応じて当財団の登録専門家を無料派遣し、事業化に必要な助言等を行う。

ア 派遣期間

認定日から令和10年3月31日まで。

ただし、次年度の予算措置がなされなかった場合は、令和9年3月31日まで。

イ 派遣回数

10回を限度とします。

(3) 当財団コーディネータによる伴走支援

支援対象として認定された事業（以下「認定事業」といいます。）については、原則として当財団のコーディネータが「伴走支援」を行います。

支援期間は、認定日から認定日の属する年度内です。

II 申請の手続き

1 事前確認

期 間：令和8年3月16日（月）～令和8年4月24日（金）

持参書類：次の書類を持参してください。

※ 完成した試作品及び事業内容について、確認（ヒアリングを含む）を行います。

ア 新規ビジネス事業化支援事業申請書一式のうち、次の書類

- ・別紙1-1 事業化計画の要約
- ・別紙1-5 収支予算書
- ・別紙1-6 支援対象確認リスト

イ 試作品（持込みが難しい場合は、試作品を確認できる動画等を持参してください。）

2 申 請

期 間：令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）

※ 上記1の期間中に事前確認を受けた事業内容について、申請が可能です。

提出書類：次の書類を提出してください。

ア 新規ビジネス事業化支援事業申請書一式 1部
様式第1号、別紙1-1から1-7まで

※ 上記1の期間中に確認を受けた事業内容にかかる申請書類

イ 決算書（勘定科目明細を含む。）：直近3期分 1部

※ 個人事業者の場合は確定申告書の損益計算書及び貸借対照表：直近3期分

ウ 会社案内（パンフレット等） 12部

エ 市税を滞納していないことを証する納税証明書：3か月以内のもの、写し可 1部

オ 登記簿謄本等（現在事項全部証明書）：3か月以内のもの、写し可 1部

※ 個人事業者の場合は開業届及び代表者の住民票

3 問い合わせ先

事前確認の予約、申請及びお問い合わせは次の連絡先へお願いします。

公益財団法人広島市産業振興センター 中小企業支援センター

〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21番35号

電話：082-278-8032 E-mail：assist@ipc.city.hiroshima.jp

III 申請後のスケジュール

事業化を目指す新技術・新製品、その事業化計画等について、当財団の事業可能性評価委員会委員を審査員とする「審査会（6月上旬予定）」で、対面審査を行います。

審査会は、申請する事業化計画に関するプレゼンテーション、質疑対応がありますので、事業化計画の全体を統轄・把握している責任者の出席をお願いします。なお、申請が多数の場合は、申請書等による『一次審査』を行い、審査会審査対象事業を決定することがあります。

審査の結果、認定した事業は、記者クラブへの情報提供や当財団のホームページ等で広報しますので、あらかじめご了承ください。

＜＜ポイント＞＞

審査会の審査は、次の項目について評価します。これらの項目について、分かりやすく、簡潔にプレゼンテーションを行っていただくこととなります。なお、プレゼンテーションには、新製品開発グループの場合のみ、グループ企業関係者等も説明者として参加できます。

ア 財務健全性 イ 新規性、独自性 ウ 優位性、必要性

エ 実現可能性 オ 発展性

IV その他

(1) 申請に関するその他の留意事項

- ア 提出された申請書類等は、本事業以外の目的では使用しません。また、提出された申請書類等は返却しません。
- イ 申請書の内容は、暴力団排除のため、関係官公庁へ照会しますのでご了承ください。
- ウ 役務の提供やサービスにかかる新製品、飲食店の新メニュー、デザイン変更しただけの新製品（被服製造業における新デザインの被服、既存製品のデザイン変更など）は、本事業の対象とはならない場合がありますので、問い合わせ先にご確認ください。
- エ 申請内容と審査会でのプレゼンテーションの内容が大きく異なる場合には、審査の結果にかかわらず不採択となることがあります。
- オ 助成対象とした機材・設備や帳簿の確認ができない場合は、助成金の支払いは行いません。

(2) 認定を受けた者の義務

認定者は、以下の条件を遵守しなければなりません。

- ア 認定事業は、原則として、広島市内の主たる事業所で実施すること。
- イ 認定事業に要する経費の配分について、各科目につき1割以上の変更をする場合は、理事長の承認を受けること。
- ウ 認定事業の内容を変更する場合は、理事長の承認を受けること。
- エ 認定事業を中止し、又は廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- オ 認定事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を理事長に提出すること。
- カ 認定事業に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を、当該事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する当財団の会計年度の末日まで保存すること。
- キ 認定事業によって取得し、又は効用の増加した機械等の財産については、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間が経過する前にこれらの財産の処分を行おうとする場合は、事前に理事長の承認を受け、理事長の指示があるときは、財産処分によって得た収入の全部又は一部を当財団に納付すること。
- ク 認定事業完了の翌年度から3年間、毎年度末に当該事業に係る事業化の状況を当財団に報告すること。
また、理事長から指示があった場合は、上記に関わらず認定事業の実施状況について報告すること。
- ケ 認定事業に基づき取得した産業財産権を認定事業終了後5年以内に譲渡し、若しくは実施権を設定した場合は、理事長に報告するとともに、理事長の指示があるときは、助成金の全部又は一部を当財団に納付すること。
- コ 上記のほか、広島市補助金等交付規則及び新規ビジネス事業化支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に従うこと。
- サ 各種メディアで、当財団の事業を活用して事業化を促進していることを積極的に広報すること。
- シ 当財団及び広島市の事業実施に当たり各種調査や協力をお願いすることがあります。
- ス 認定事業と同じ内容で認定期間中に国等が実施する補助金を申請し、認定を受けた場合は遅滞なく当財団へ報告すること。
- セ 前記スの報告があったとき又は特別の必要が生じたときは、実施要綱第20条第3号に基づき、認定の決定の全部または一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- ソ 認定期間中に、認定を受けた新技術・新製品にかかるクラウドファンディングを実施する場合は、事前に問い合わせ先まで連絡すること。

※実施する内容によっては、事業化が完了したと判断する場合があります。

別表「助成対象経費」

| 科目 | 説明 | 備考 |
|----------|--|---|
| 原材料費 | 実証・評価及び改良に直接要する原材料及び副資材の購入経費 | 実証・評価材料の購入経費、自社製作する実証・評価用補助機材の材料費、試作品の自社改良に必要な部分品や副資材の購入費など |
| 機械装備費 | 試作機製作費若しくは実証・評価及び改良のために使用する機械装置又は工具器具の借用、製作、購入及び改造経費 | 試作機製作費若しくは実証・評価及び改良に必要な機械装置や検査機器・器具の購入・借用経費など (機械装置等を購入する場合は、借用が困難なものに限る。) |
| 外注費 | 市場性に関する調査・分析等を外注する場合に要する経費 | 外部専門機関への市場調査・分析、特許調査、技術調査委託費など |
| | 実証・評価・検証を外注する場合に要する経費 | 実証・評価・検証を外部に委託する場合の委託料など |
| | 新商品のデザインを外注する場合に要する経費 | 新商品のデザイン開発に要する外注費 |
| | 試作品の製作・改良を外注する場合に要する経費 | 試作品の実証・評価・市場調査等のための試作品製作又は試作品改良に係る外注費 |
| 技術指導経費 | 外部から技術指導を受ける場合に要する謝礼及び実証・評価指導費 | 実証・評価及び改良の際に大学教授や公設研究機関等から技術指導を受ける場合の謝礼金など |
| 直接人件費 | 「事業化戦略のブラッシュアップ及び具体的な行動計画の策定」、「試作品の機能、性能及び品質に関する実証・評価・改良」及び「販路開拓」に直接要する人件費 | 「事業化戦略のブラッシュアップ及び具体的な行動計画の策定」、「試作品の機能、性能及び品質に関する実証・評価・改良」及び「販路開拓」に関して、直接必要となる人件費(ただし、役員報酬を算定の基礎とする場合は給与相当額に限る。) |
| 旅費(注) | 計画に記載した活動のために必要な、打ち合わせや専門家の招へいに係る旅費 | J Rやバス等の公共交通機関を利用した広島市外への出張旅費、公共交通機関での効率的な移動が不可能な区域間のタクシー代又はレンタカー代、広島市外への出張に係る高速道路料金、出張宿泊費など |
| | 計画に記載した販路開拓活動に要する旅費 | |
| 展示会出展経費 | 試作品を展示会へ出展する際に要する経費 | 展示会に要する小間料やパネル制作費、装飾代、機器リース代、物品運送費、展示会場で使用した光熱水費など |
| 広告費 | サンプル品やチラシ、パンフレット等の制作に要する経費 | 無償で提供することを目的とした、サンプル品やチラシ、パンフレット、商品紹介用デジタルコンテンツの制作費など |
| | 新聞や雑誌、インターネットに係る広告の制作・掲載費 | 新聞や雑誌への広告制作や掲載費用、ホームページの作成・更新に係る費用、検索連動型キーワード広告費など |
| 産業財産権取得費 | 産業財産権の取得に要する経費 | 特許審査請求、実用新案、商標、意匠登録の出願費用及び弁理士費用等(登録料は対象外) |
| その他の経費 | 上記科目以外で、理事長が必要性を認めるもの | |

(注) 旅費は事業費総額の1/2以内、展示会出展経費は事業費総額の1/2以内とする。

<<ポイント>>

次の経費は助成対象になりません。

- ① 使用目的を助成対象事業に特定することが困難なもの
 - ・生産設備に転用可能な設備への投資（機材購入等）
 - ・申請日以前に既に借用している機械器具等の賃借料
 - ・水道光熱費、通信運搬費（電話代、宅配便代、切手代、インターネット利用料金等）、燃料費
 - ・その他支援対象事業の経費と特定することが困難な費用
 - ② 支援対象事業に直接要する費用でないもの
 - ・販売を目的としたサンプル品の製造経費
 - ・賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料
 - ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - ・事務用品等の消耗品代、団体等の会費
 - ・公租公課（消費税を含む。）、保険料、振込手数料
 - ・当該支援事業への申請や報告、現地確認や個別企業への営業活動等に要した人件費
- ※ 助成対象経費の支払いは、銀行振込を原則としてください。
- ③ その他
 - ・役員報酬（給与相当額を除く。）
 - ・次の取引に係るもの（特別な理由がある場合を除く。）
 - ア 資本金の出資に関して2分の1以上を占めている関係にある会社、又は出向役員が役員総数の2分の1以上を占めている関係にある会社との取引
 - イ 申請者又は申請者が法人の場合には代表者若しくは役員が経営する他の会社や個人事業主との取引
 - ウ 申請者又は申請者が法人の場合には代表者の一親等以内の親族が経営する法人又は個人事業主との取引
 - エ 組合や新製品開発グループの構成員間の取引

<<人件費の積算について>>

人件費の積算に当たっては、次の計算式により算出してください。

人件費（端数切り捨て）＝時間給（※1）×直接作業時間

（※1）時間給（端数切り捨て）＝（基本給（※2）＋諸手当（※3））÷月所定労働時間

（※2）時間給は、1時間あたり5,000円を上限とします。

（※3）諸手当とは、当該事業の申請をする者が、時間外手当を算出する時に「1時間当たり賃金額」に含めている手当とします。

賞与、固定残業手当、社会保険の事業主負担分は、諸手当には含めません（助成対象としません。）。

また、本事業の計画に記載した活動に従事する者が役員報酬を受けている時の「基本給及び諸手当」は、次の方法により算出してください。

なお、役員報酬を受けている者又は個人事業者の「直接人件費」は、原則として、前期の支給額又は前年の青色申告特別控除前の所得金額（個人事業者）を上限とします。

- ① 社内に従業員がいる場合
 - ア 従業員の職務を兼務する役員と類似する職務に従事する職員がいるとき。
その従業員に対して支給した基本給及び諸手当とします。
 - イ 従業員の職務を兼務する役員と類似する職務に従事する従業員がいないとき。
役員となる直前に受けていた給料の額、又は従業員のうち最上位にある者に対して支給した基本給及び諸手当とします。
- ② 上記①により難しい場合
社内に従業員がいない場合など、①の方法により難しい場合は、賃金構造基本統計調査に記載された所定内給与額とします。